

## 一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 2 2 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（整備管理者）

自動車の所有者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量 8 トンを超える自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。（道路運送車両法）

（ ）

問題 2（賃金台帳）

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

（労働基準法）

（ ）

問題 3（輸送の安全に関する業務の管理の受委託）

事業用自動車の運行の管理その他国土交通省令で定める一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題 4（運行管理規程）

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題5 (事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備による危険
- 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(労働安全衛生法)

( )

問題6 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項により選任する運転者は、日々雇い入れられる者、3月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)であってはならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

問題7 (道路外に出る場合の方法)

道路外に出るため左折又は右折をしようとする車両が、道路交通法第25条第1項及び第2項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。(道路交通法)

( )

問題8 (輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、事業の継続の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず経営力の向上に努めなければならない。(貨物自動車運送事業法)

( )

問題9 (書面の交付等)

親事業者は、下請代金支払遅延等防止法第3条第1項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、下請事業者の承諾を得ずに、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。(下請代金支払遅延等防止法)

( )

問題 1 0 (有償貸渡し)

自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その貸渡人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。(道路運送法)

( )

問題 1 1 (従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第 1 2 条の 2 及び第 1 2 条の 3 の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- ・ 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる傷害を受けた者をいう)が生じた事故を引き起こした者
- ・ 運転者として新たに雇い入れた者
- ・ 高齢者(65才を超える者をいう)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

問題 1 2 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送(運行系統が 2 以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く)が 100 キロメートル以上のものに限る)を行う一般貨物自動車運送事業者を除く)は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、前年 10 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年 7 月 10 日までに提出しなければならない。(貨物自動車運送事業報告規則)

( )

問題 1 3 (整備管理者の研修)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第 50 条第 1 項の規定により選任した整備管理者であって以下に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日を経過した者」

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

#### 問題 1 4 (遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に労働基準法で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。(下請代金支払遅延等防止法)

( )

#### 問題 1 5 (許可の基準)

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第3条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 1 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 2 前号に掲げるもののほか、事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
- 3 その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。
- 4 特別積合せ貨物運送に係るものにあつては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。(貨物自動車運送事業法)

( )

#### 問題 1 6 (自動車車庫の位置)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を営業所に併設しなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

#### 問題 1 7 (退職時等の証明)

労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む)について証明書を請求した場合には、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。(労働基準法)

( )

問題 18 (運送に関する命令)

国土交通大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、又は、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、一般旅客自動車運送事業者又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。(道路運送法)

( )

問題 19 (定義)

この法律において「競争」とは、2以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

- 1 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
- 2 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

( )

問題 20 (自動車検査証の備付け等)

検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失ったときは、当該自動車に表示してはならない。(道路運送車両法)

( )

問題 21 (休業手当)

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の80以上の手当を支払わなければならない。(労働基準法)

( )

問題 22 (目的)

この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における事業者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。(労働安全衛生法)

( )

Ⅱ. 次の問題 23 から 28 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 23 (届出)

以下のアからウのうち、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、正しいものを 1 つ選び、( ) 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業法施行規則)

- ア 一般貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合、当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に、その事由があった日から 30 日以内に届出なければならない。
- イ 一般貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合、当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に、その事由があった日から 30 日以内に届出なければならない。
- ウ 休止していた一般貨物自動車運送事業を再開した場合、当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長に届出なければならない。

( )

問題 24

以下のアからウより、道路交通法に照らし、正しいものを 1 つ選び、( ) 内に記入しなさい。(道路交通法)

- ア 車両(自転車以外の軽車両を除く)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退するときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。ただし、同一方向に進行しながら進路を変えるときはこの限りではない。
- イ 車両(道路運送法第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行又は同法第 3 条第 2 号に掲げる特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車及びトロリーバスを除く)は、道路交通法第 22 条第 1 項の規定に基づく政令で定める最高速度が高い車両に追いつかれたときは、その追いついた車両が当該車両の追越しを終わるまで速度を増してはならない。最高速度が同じであるか又は低い車両に追いつかれ、かつ、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。
- ウ 車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 5 メートル以内の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

( )

問題 2 5

以下のアからウについて、自動車事故報告規則に照らし、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。（自動車事故報告規則）

ア 道路交通法第 6 5 条第 1 項の規定に違反する酒気帯び運転、同法第 8 5 条第 5 項から第 9 項までの規定に違反する大型自動車等無資格運転を伴う事故は、自動車事故報告規則にいう自動車の事故に当たらない。

( )

イ 貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)は、その使用する自動車(家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)について自動車事故報告規則第 2 条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日(自動車事故報告規則第 2 条第 1 0 号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第 1 5 号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日)から 3 0 日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書 1 通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して、警察庁長官に提出しなければならない。

( )

ウ 自動車が、積載物品の火災を含み火災を起こしたもの、また、軌道車両を含み鉄道車両と接触したものは、自動車事故報告規則にいう自動車の事故に当たる。

( )

問題 2 6

以下のアからエより、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に照らし、正しいものを 1 つ選び、（ ）内に記入しなさい。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

ア 自動車運転者が隔日勤務に就く場合、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができない。

イ 運転時間は、2 日(始業時刻から起算して 4 8 時間をいう)を平均し 1 日当たり 9 時間、2 週間を平均し 1 週間当たり 4 8 時間を超えないものとする。

ウ 勤務終了後は、継続 8 時間以上の休息期間を与えなければならない、また、連続運転時間(1 回が連続 1 0 分以上で、かつ、合計が 3 0 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう)は、6 時間を超えないものとする。

エ 1 日についての拘束時間は、1 3 時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、1 6 時間とすること。この場合において、1 日についての拘束時間が 1 5 時間を超える回数は、1 週間について 2 回以内とする。

( )

問題 27 (添付書類)

貨物自動車運送事業法第4条第3項に定める事項を記載した書面として、誤っているものを1つ選び、( )内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則)

- ア 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類
- イ 起点、終点及び経過地の位置を記載した運行系統図
- ウ 法第5条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類(公的機関が証明したものに限る)
- エ 利用する事業者との運送に関する契約書の写し

( )

問題 28

以下のアからウより、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に照らし、誤っているものを1つ選び、( )内に記入しなさい。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

- ア 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む)に対して、当該取引に係る役務を購入させること。
- イ 正当な理由がないのに、競争者と共同して、他の事業者、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させることは「不公正な取引方法」に当たる。
- ウ 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することを「私的独占」という。

( )



## 一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 2 2 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（整備管理者）

自動車の所有者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量 8 トンを超える自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。（道路運送車両法第 50 条第 1 項）

（正 ①使用者 ②車両総重量 8 トン以上）

（ × ）

問題 2（賃金台帳）

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

（労働基準法第 108 条）

（ ○ ）

問題 3（輸送の安全に関する業務の管理の受委託）

事業用自動車の運行の管理その他国土交通省令で定める一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（貨物自動車運送事業法第 29 条）

（ ○ ）

問題 4（運行管理規程）

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 21 条第 1 項）

（ ○ ）

問題5 (事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備による危険
- 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(労働安全衛生法第20条)

( O )

問題6 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項により選任する運転者は、日々雇い入れられる者、3月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)であってはならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項) (正 2月以内)

( X )

問題7 (道路外に出る場合の方法)

道路外に出るため左折又は右折をしようとする車両が、道路交通法第25条第1項及び第2項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。(道路交通法第25条第3項)

(正 後方にある車両の速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除く)

( X )

問題8 (輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、事業の継続の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず経営力の向上に努めなければならない。(貨物自動車運送事業法第15条)

(正 ①輸送の安全 ②輸送の安全性の向上)

( X )

問題9 (書面の交付等)

親事業者は、下請代金支払遅延等防止法第3条第1項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、下請事業者の承諾を得ずに、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。(下請代金支払遅延等防止法第3条第2項)

(正 下請事業者の承諾を得る必要がある)

( X )

問題 10 (有償貸渡し)

自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その貸渡人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。(道路運送法第80条第1項) (正 借受人)

( × )

問題 11 (従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第12条の2及び第12条の3の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- ・ 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう)が生じた事故を引き起こした者
- ・ 運転者として新たに雇い入れた者
- ・ 高齢者(65才を超える者をいう) (正 65才以上)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

( × )

問題 12 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送(運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く)が100キロメートル以上のものに限る)を行う一般貨物自動車運送事業者を除く)は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、前年10月1日から9月30日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年7月10日までに提出しなければならない。(貨物自動車運送事業報告規則第2条) (正 前年4月1日から3月31日までの)

( × )

問題 13 (整備管理者の研修)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって以下に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日を経過した者」

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4) (正 翌年度の末日)

( × )

問題 1 4 (遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に労働基準法で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。(下請代金支払遅延等防止法第4条の2) (公正取引委員会規則)

( × )

問題 1 5 (許可の基準)

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第3条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 1 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 2 前号に掲げるもののほか、事業用自動車の数、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を継続して遂行するために適切な計画を有するものであること。
- 3 その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること。
- 4 特別積合せ貨物運送に係るものにあつては、事業場における必要な積卸施設の保有及び管理、事業用自動車の運転者の乗務の管理、積合せ貨物に係る紛失等の事故の防止その他特別積合せ貨物運送を安全かつ確実に実施するため特に必要となる事項に関し適切な計画を有するものであること。(貨物自動車運送事業法第6条)

( ○ )

問題 1 6 (自動車車庫の位置)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を営業所に併設しなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第6条)

(正 自動車車庫を営業所に併設して設けることが困難な場合において、当該自動車車庫を当該営業所から自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1号に規定する距離を超えない範囲で設けるときは、この限りでない。)

( × )

問題 1 7 (退職時等の証明)

労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む)について証明書を請求した場合には、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。(労働基準法第22条第1項)

( ○ )

問題 18 (運送に関する命令)

国土交通大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、又は、当該運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、一般旅客自動車運送事業者又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。(道路運送法第84条第1項)

(正 ①かつ、②特定貨物自動車運送事業者は含まれていない)

( × )

問題 19 (定義)

この法律において「競争」とは、2以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

- 1 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
- 2 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第4項)

( ○ )

問題 20 (自動車検査証の備付け等)

検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失ったときは、当該自動車に表示してはならない。(道路運送車両法第66条第5項)

( ○ )

問題 21 (休業手当)

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の80以上の手当を支払わなければならない。(労働基準法第26条) (正 100分の60以上)

( × )

問題 22 (目的)

この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における事業者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。(労働安全衛生法第1条)

(正 労働者)

( × )

Ⅱ. 次の問題 23 から 28 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 23 (届出)

以下のアからウのうち、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、正しいものを 1 つ選び、( ) 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業法施行規則第 44 条)

- ア 一般貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合、当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に、その事由があった日から30日以内に届出なければならない。(正 代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合にあっては前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について毎年7月31日まで、それ以外について期限は設けられていない)
- イ 一般貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合、当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に、その事由があった日から30日以内に届出なければならない。(正 遅滞なく届け出なければならないとされており、期限は設けられていない)
- ウ 休止していた一般貨物自動車運送事業を再開した場合、当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長に届出なければならない。

(ウ)

問題 24

以下のアからウより、道路交通法に照らし、正しいものを 1 つ選び、( ) 内に記入しなさい。(道路交通法第 27 条第 1 項、第 45 条第 1 項第 1 号、第 53 条第 1 項)

- ア 車両(自転車以外の軽車両を除く)の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退するときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。ただし、同一方向に進行しながら進路を変えるときはこの限りではない。(正 同一方向に進行しながら進路を変えるときは除かれていない)
- イ 車両(道路運送法第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行又は同法第 3 条第 2 号に掲げる特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車及びトロリーバスを除く)は、道路交通法第 22 条第 1 項の規定に基づく政令で定める最高速度が高い車両に追いつかれたときは、その追いついた車両が当該車両の追越しを終わるまで速度を増してはならない。最高速度が同じであるか又は低い車両に追いつかれ、かつ、その追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。
- ウ 車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から5メートル以内の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。(正 3メートル以内)

(イ)

問題 2 5

以下のアからウについて、自動車事故報告規則に照らし、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。（自動車事故報告規則第2条、第3条）

ア 道路交通法第65条第1項の規定に違反する酒気帯び運転、同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する大型自動車等無資格運転を伴う事故は、自動車事故報告規則にいう自動車の事故に当たらない。（正 いずれも該当する）

（ × ）

イ 貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）は、その使用する自動車（家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）について自動車事故報告規則第2条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（自動車事故報告規則第2条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第15号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書1通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して、警察庁長官に提出しなければならない。（正 ①3通 ②国土交通大臣）

（ × ）

ウ 自動車が、積載物品の火災を含み火災を起こしたもの、また、軌道車両を含み鉄道車両と接触したものは、自動車事故報告規則にいう自動車の事故に当たる。

（ ○ ）

問題 2 6

以下のアからエより、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に照らし、正しいものを1つ選び、（ ）内に記入しなさい。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第3項第3号）

ア 自動車運転者が隔日勤務に就く場合、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項の規定にかかわらず、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができない。（正 できる）

イ 運転時間は、2日（始業時刻から起算して48時間をいう）を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり48時間を超えないものとする。（正 44時間）

ウ 勤務終了後は、継続8時間以上の休息期間を与えなければならない、また、連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）は、6時間を超えないものとする。（正 ①例外あり ②4時間をこえない）

エ 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

（ エ ）

問題 27 (添付書類)

貨物自動車運送事業法第4条第3項に定める事項を記載した書面として、誤っているものを1つ選び、( )内に記入しなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則第3条)

- ア 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類
- イ 起点、終点及び経過地の位置を記載した運行系統図
- ウ 法第5条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類(公的機関が証明したものに限り) (正 宣誓書で足りる)
- エ 利用する事業者との運送に関する契約書の写し

(ウ)

問題 28

以下のアからウより、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に照らし、誤っているものを1つ選び、( )内に記入しなさい。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第6項、第9項第1号ロ、第5号イ)

- ア 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む)に対して、当該取引に係る役務を購入させること。
- イ 正当な理由がないのに、競争者と共同して、他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させることは「不公正な取引方法」に当たる。
- ウ 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することを「私的独占」という。(正 不当な取引制限)

(ウ)